

■甲州市空家等対策計画策定に係る市民意見公募 結果の公表について

平成29年3月21日

甲州市空家等対策計画の策定に係る市民意見公募について、甲州市市民意見公募手続に関する要綱第8条の規定に基づき、次の通り結果を公表します。

施策等の題名	甲州市空家等対策計画		
施策等の案の公表日	平成29年2月22日～3月17日		
頂いた意見・提案の内容とその結果			
No.	頂いた意見・提案（要約）	結果	修正内容・考え方
1	空家について、「皆が集える憩いの場」とするのはどうか。	計画に反映	<p>（空家等対策計画P14）</p> <p>「4. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進」について、次のように修正しました。</p> <p>【修正前】 空き家について、本市の空き家バンクへの登録を勧奨する中で、改修費の補助や必要とする方に利用してもらうことにより空き家の解消の促進を図ります。</p> <p>【修正後】 空き家について、本市の空き家バンクへの登録を勧奨する中で、改修費の補助や必要とする個人・団体・地域等による民間利用並びに公的な利用も推進することにより空き家の解消の促進を図ります。</p>
2	熱中症対策として避暑空間利用等、休憩地に利用してはどうか。	計画に反映	上記（No.1の修正）の通り
3	空家予備物件の調査を実施したらどうか。	今後の施策の参考	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第2項第3号において「空家等の調査に関する事項」が計画に記載すべき事項として規定されておりますが、同法において規定される空家等にあつては、同法第2条第1項において「建築物又はこれに附属する工作物であつて住居その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。」と定義されていることから、本計画にあつては現に空家等であるものを対象といたします。</p> <p>しかしながら、頂いたご意見は空家の未然防止に有効であると思われるので、本計画以外のまちづくり施策の中で取り組んで行く事といたします。</p>
4	遺言書の作成補助金制度や空家予備物件のランク付け制度を創設したらどうか	今後の施策の参考	<p>頂いたご提案の有効性は理解するところでありますが、個人資産の相続手続きへの助成並びに資産のランク付けをすることは、現行法規上及び財政上難しいと判断し、今後の検討課題とさせていただきます。</p>